

令和 2 年度地方税制改正(案)の概要について

1. 個人所得課税

- ◎未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し
- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の合計所得金額が 48 万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が 500 万円以下）については「ひとり親控除」を適用し、控除額は 30 万円とする。
 - ・ひとり親控除適用対象者以外で、夫と死別し、又は離別し子以外の扶養親族を持つ女性、若しくは夫と死別し扶養親族がいない女性（どちらの場合も前年の合計所得金額が 500 万円以下に制限する）は「寡婦控除」を適用する。控除額は従来の一般寡婦控除と同額の 26 万円とする。
 - ・ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。控除の適用にあたり、前年 12 月 31 日時点の続柄情報を市町村が確認し、控除適用対象外となる申告者の情報を国税庁と共有する。
 - ・令和 3 年度分以後の個人住民税について適用

◎個人住民税の人的非課税措置の見直し

- ・令和元年度の税制改正にて、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し個人住民税を非課税とする措置を講ずるとされたが、今回の税制改正に伴い、ひとり親及び寡婦のうち前年の合計所得金額が 135 万円以下の者が非課税となる。
- ・令和 3 年度分以後の個人住民税について適用

◎日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用の見直し

- ・国外に居住する親族のうち、扶養控除を適用できる年齢を 16 歳以上 29 歳以下、又は 70 歳以上とする。
- ・30 歳以上 69 歳以下の者でも、留学ビザを提出した者、障害者、前年に生活費または教育費に充てるための送金を 38 万円以上受けている者のいずれかに該当すれば、扶養控除の適用対象とすることができます。
- ・令和 6 年度分以後の個人住民税について適用

2. 地方のたばこ税

◎軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

- ・軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について、令和 2 年 10 月 1 日より葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する。ただし激変緩和のため、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は改正対象を 1 本あたりの重量が 0.7 g 未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 0.7 本に換算する。

3. 資産課税

◎所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

- ・土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）に、条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。
- ・令和 2 年 4 月 1 日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用

- ・一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができるることとする。使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知するものとする。
- ・令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用

◎固定資産税等の特例措置

- ・水防法の規定に基づき浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の 3 年度分、価格に 3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において条例で定める割合を乗じた額とする。
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税の課税標準の特例となる取得期間を令和 4 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するとともに、水力発電に係る一定の再生可能エネルギー発電設備についての課税標準を、最初の 3 年度分、4 分の 3 を参酌して 12 分の 7 以上 12 分の 11 以下の範囲内において条例で定める割合を乗じた額とする。
- ・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を、令和 4 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。
- ・新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を、令和 4 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。